

爭議維持人員及延日數

神根爭議

檢束 人員七名
延日數 五四日
拘留 人員八名
延日數 二〇九日
罰金 五十円也

西大寺爭議

檢束 人員十名
延日數 三十日
拘留 人員二名
延日數 六十日

懲役 三ヶ月

罰金 六十円

合計

檢束延日數 八十四日

拘留延日數 二二九日

罰金合計 一一〇円

徵役 三ヶ月

執行委員會活動の概略的報告

第一期(第一次回大會より第二回執行委員會迄(五月十五))

大會後第二回執行委員會に致る三ヶ月間は、人手不足と財政的窮乏によつて活動力は遺憾ながら減殺されておた。事公所は三度も移轉する始末だ。而も尚本所支部の創立、第六回全國大會への代表派遣を以て斗争は久し道地な委員会の確立等々がなされた。此が大體に於て縣、縣活動は不活潑であり、各支部と縣、縣との連絡は至つて不充分であつた。

第二期(第二回執行委員會より第三回執行委員會迄(五月廿一))

五月十五日江田總本部書記着任、第二回執行委員會開催に由つて我々は漸なる熱意と上る意気をもつて、陣營の拡大強化に出発し、先づ其トツプを宇野の競選斗争に成功的に切り、事務所維持の爲めに維持会委員運動に着手した。此の間は四年熟り神根争議は土地斗争として決定的斗争に発展し、又配管線はかわり見ざる強烈なる弾圧政策をもつて我等に臨んて來た。縣政の全方はこの集中の心、而も神根支部員と若くは未森常任執行委員、渡川青年部委員長、小林常任書記は奪はれ、全縣的活動は一時中絶した。加ふる上、村書記は辞任し、陣營は再び人手不足だ。此の間は行はれ、村書記は辞任し、陣營は再び人手不足だ。此の間は